

令和9年度日本大学大学院商学研究科入学試験における不正行為の取扱い

1 不正行為に該当する行為

次の①から⑪までのいずれかに該当する行為を行った場合は、直ちに不正行為となります。

- ① 出願時及び解答用紙等における(1)から(4)までの故意に虚偽の内容を登録・記入等を行うこと。
 - (1) 本人以外の写真を登録・使用すること
 - (2) 本人の写真について画像を加工して登録・使用すること
 - (3) 本人以外の情報を入力又は記入すること
 - (4) 解答用紙に本人以外の氏名・受験番号を記入すること
- ② インターネット出願サイトのマイページから取得した受験票等（推薦入学試験，一般入学試験及び再入学試験は本研究科から返送）の内容を改ざんすること。
- ③ 筆記試験等の試験時間中で商学研究科が用意した辞書以外の解答に関係する資料（メモやコピー，教科書，参考書，辞書等の書籍類等）を机上等に置いたり内容を見たりすること。

※ 上記の関係する資料は、かばんの中にしまっていなければ、カンニングを行っているものとみなし、不正行為として取り扱います。また、衣類のポケット等に入れていた場合も同様の取り扱いです。
- ④ 他の受験者の答案等を見たり，他の人から答えを教わるなど，自らの知識から回答するのではなく，第三者から回答を得ること。
- ⑤ 筆記試験や口述試験等で試験終了前に他の受験者に答えを教えたりカンニングの手助けをすること。
- ⑥ 配付された問題冊子をその試験時間が終了する前に試験室から持ち出すこと。
- ⑦ 解答用紙を試験室から持ち出すこと。
- ⑧ 解答開始の指示の前に，問題冊子を開いたり解答を始めること。
- ⑨ 試験時間中に，解答をするための補助具（定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む），コンパス，電卓，そろばん，グラフ用紙等）を使用すること。

※ 上記の解答を導くための補助具は、かばんの中にしまっていなければ、使用しているものとみなし、不正行為として取り扱います。また、衣類のポケット等に入れていた場合も同様の取り扱いです。
- ⑩ 試験時間中に，通信機能の有無に関わらず電子機器類（携帯電話，スマートフォン，ウェアラブル端末（スマートウォッチやスマートグラス等），タブレット端末，電子辞書，ICレコーダー，イヤホン，コンピュータ，音楽プレーヤー等）を使用すること。

※ 上記の電子機器類は，かばんの中にしまっていなければ，電源が切られていても，使用しているものとみなし，不正行為として取り扱います。また，衣類のポケット等に入れていた場合も同様の取り扱いです。ただし，イヤホンは，病気・負傷や障害等により補聴器等を使用するために受験上の配慮を申請し使用を許可した場合に限り，補聴器等の機能を有するイヤホンの使用を認めます（受験上の配慮申請に関する詳細は，募集要項を確認してください）。
- ⑪ 監督者からの解答終了の指示に従わず，鉛筆や消しゴムを持っていたり解答を続けること。

2 不正行為として疑われる行為

次の①から⑤までの行為に対しやめるよう指示します。それでもなお指示に従わず不正行為とみなされた場合は，上記1と同様に取り扱われます。

- ① 試験時間中に携帯電話や時計等の音（着信・アラーム・振動音等）を長時間鳴らすなど，試験の進行に影響を与えること。
- ② 試験に関することについて，自身や他の受験者が有利になるような虚偽の申出をすること。
- ③ 試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。
- ④ 試験場において監督者等の指示に従わないこと。
- ⑤ その他，試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。

3 罰 則

- ① 上記 1 の行為を行った受験生は、以下の罰則を科します。
 - (1) 不正行為を確認した時点での受験の中止及び試験場からの退室
 - (2) 上記(1)以降の当該試験における受験不可
 - (3) 不正行為を行った当日に受験したすべての試験の成績の無効
- ② 上記 2 の行為を行った受験生については、当該行為を止めるよう指示します。それでもなお指示に従わない場合は、不正行為とみなし、3－①と同様に取り扱われます。

4 不正行為に関する本研究科の対応

- ① 不正行為が疑われる場合は、必要に応じて追加的な書類の提出，試験当日の別室での聴取及び所持品検査を行う場合があります。
- ② 不正行為の状況により，警察へ被害届を提出するなどの対応をとる場合があります。
- ③ 不正行為（書類等の記載事項の不正を含む）が認められた場合，判明した時点での資格（出願・合格・入学）を取り消します。
 - ※ 出願書類等については，状況により証明書等の発行元に問い合わせることがあります。

以 上